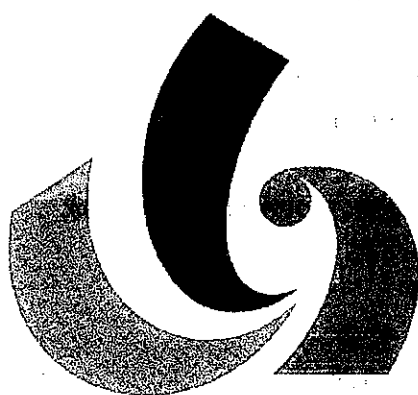


新しい時代の地域社会の創造

-山武市復旧・復興計画-



平成 24 年 2 月

千葉県山武市

目次

I. 基本的な考え方	
1. 復旧・復興計画策定の趣旨P. 1
2. 復興の理念P. 1
3. 復興計画の目標P. 4
4. 復興計画の期間P. 6
5. 復興計画の位置づけP. 6
II. 復興方針と施策	
1. 被災者支援P. 8
① 被災者の住宅再建支援P. 9
② 被災者の生活支援P. 9
③ 税や公共料金の軽減や支払猶予等P. 9
④ 被災者の心身のケアP. 9
⑤ 雇用対策の強化P. 10
⑥ 子どもの養育・就学に関する支援P. 10
2. 地域経済の復興P. 11
① 観光、交流拠点の復旧・整備P. 12
② 観光、交流イベントの実施P. 12
③ 商工業の再興支援P. 12
④ 農林水産業の再興支援、担い手・後継者の育成P. 12
⑤ 農林水産物のブランド化P. 13
3. 災害に強い都市基盤の整備P. 14
① 公共インフラの復旧・整備P. 15
② 災害廃棄物の適正な処理P. 15
③ 住宅の耐震化の促進P. 15
④ 秩序ある土地利用P. 15
⑤ 文教施設の復旧・整備P. 15
⑥ 地域公共交通の充実P. 16
⑦ 復興財源の確保P. 16
4. 災害に強い地域づくりP. 17
① 津波・液状化対策の検討と実施P. 19
② 防災体制の整備P. 19
③ 災害時の情報伝達手段の確立P. 19
④ 避難施設等の防災拠点の整備P. 20
⑤ 避難場所や避難経路の情報提供P. 20
⑥ 災害発生時の対処方法や定期的訓練P. 20
⑦ 自主防災組織の育成P. 21
⑧ 省エネルギー・太陽光発電等の推進P. 21
⑨ 地域コミュニティの強化P. 21
⑩ ボランティア・NPO の活動の充実P. 21

I . 基本的な考え方

1. 復旧・復興計画策定の趣旨

平成23年3月11日午後2時46分頃、三陸沖で発生したマグニチュード9.0の「東北地方太平洋沖地震」は、東日本沿岸地域を広域にわたって襲いました。この地震によって引き起こされた「東日本大震災」は、想定の範囲を超えた津波や余震を伴うもので、未曾有の被害をもたらしました。この震災により、山武市においても震度5強を観測し、1名の尊い命が奪われたほか、2名の方が重傷を負われました。

今回の地震は、蓮沼・成東の海岸地域に被害が集中しており、かつてないほどに、住宅や道路、農地、商業施設等の地域生活や産業を支える基盤そのものに甚大な被害をもたらしました。

生活の基本である住宅の再建、また、生活の基盤である道路及びライフラインの復旧は、最優先に行わなければなりません。単なる復旧ではなく「新しい時代の地域社会の創造」という視点から、復興を図る必要があります。

この大震災を教訓として、「人と人がつながり、安心して安全な災害に強い地域」を目指して、山武市復旧・復興計画（以下、「復興計画」という。）を策定するものです。

2. 復興の理念

山武市は、加速する少子高齢化、逼迫した財政状況、多様化する市民ニーズへの対応等様々な課題を抱えています。このような状況から、災害への対応力の低下が懸念されるところです。地域の活力を向上させるために、地域コミュニティの再生を図ります。

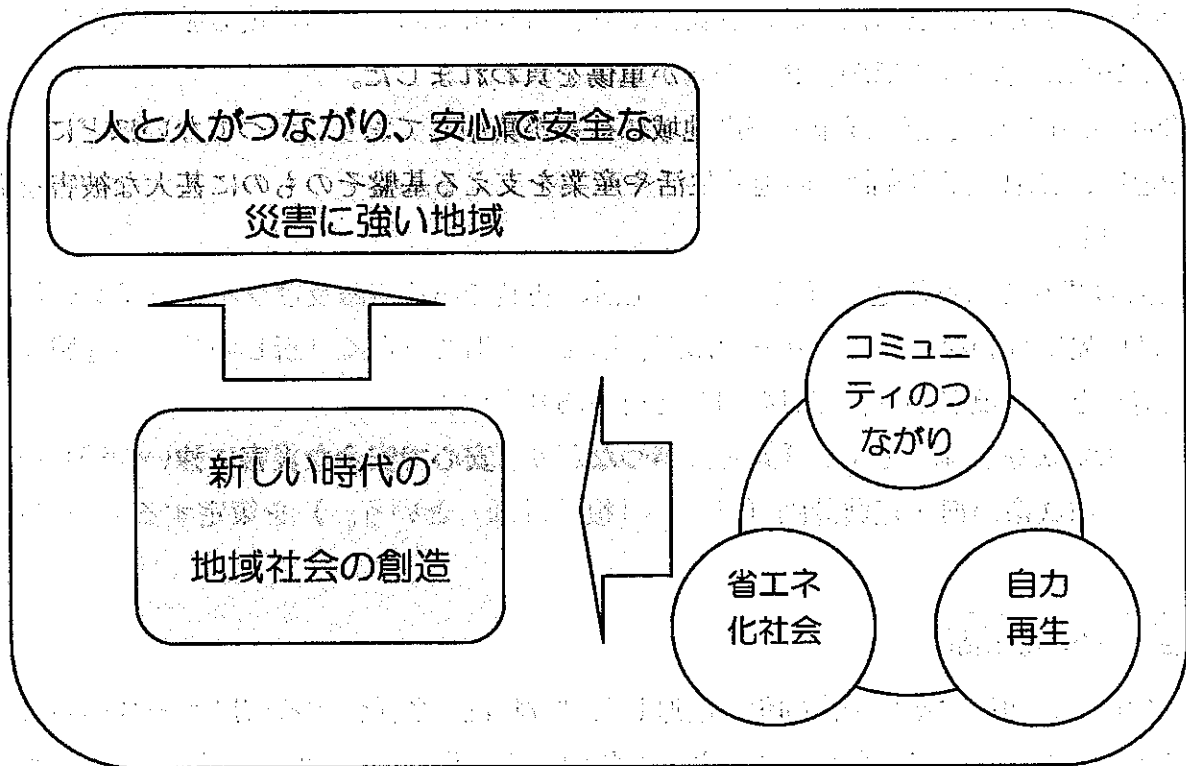
今後の復興には、行政と議会・市民・地域団体・企業・NPOなど多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、一体となって考え、行動することが必要です。自助・共助・公助の視点から、今まで以上に「コミュニティのつながり」を大切にして、自らの力で自らの地域を支えていく「自力再生」のまちづくりをしていく必要があります。

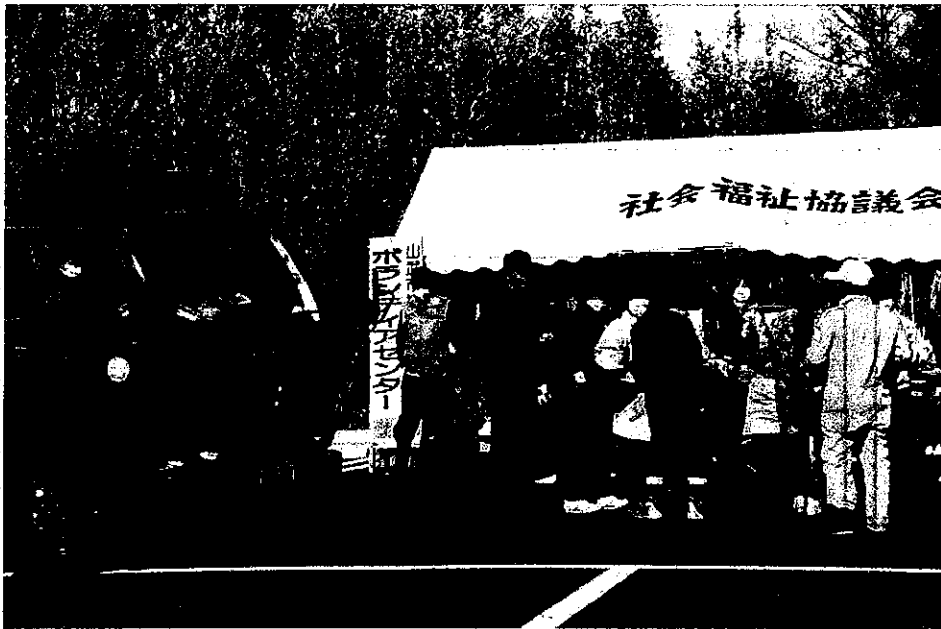
また、福島第一原子力発電所の事故を受け、当たり前に使っていたエネルギーの利用についても、その利用方法を見直す局面にきています。私たちの生活の中で真に必要なとされるエネルギーは何であるのか、改めて確認するだけでなく、新しいエネルギーを開拓し、エネルギーの地産地消についても積極的に取り組む必要があります。生活の身近なところから、「省エネ化社会」に適したものにすることが求められています。

今回の地震では、海岸地域で大きな被害が発生しましたが、市民が一丸となって震災からの復興を成し遂げるとともに、山武市総合計画に掲げる「誰もがしあわせを実感できる独立都市 さんむ」を目指すため、

「新しい時代の地域社会の創造」

を震災復興のスローガンに掲げ、その実現に向けて復興計画を推進します。





3. 復興計画の目標

復興計画を策定するにあたり、復興の理念を踏まえ、4つの基本目標を掲げ、市民生活や産業の再建等の一体的な復興に取り組みます。

1. 被災者支援

震災により被害を受けた方の被災住宅の再建や、生活支援の充実を図ります。特に、被災後の心身ケアの観点から、保健・医療の福祉サービスのあり方を検討することや、雇用の確保について、重点的に取り組みます。

- ① 被災者の住宅再建支援
- ② 被災者の生活支援
- ③ 税や公共料金の軽減や支払猶予等
- ④ 被災者の心身のケア
- ⑤ 雇用対策の強化
- ⑥ 子どもの養育・就学に関する支援

2. 地域経済の復興

農工商・観光の復興として、津波や原子力災害による風評被害に対応していきます。具体的には、海水浴場、海の家、宿泊施設等の入込客数回復を目指し、復興PRを行います。また、農産物や特産物についても、6次産業化を推進し、風評被害の払拭とともにブランド価値向上を目指します。

- ① 観光、交流拠点の復旧・整備
- ② 観光、交流イベントの実施
- ③ 商工業の再興支援
- ④ 農林水産業の再興支援、担い手・後継者の育成
- ⑤ 農林水産物のブランド化

3. 災害に強い都市基盤の整備

震災により被害を受けた、ライフライン等の復旧・復興を進めます。道路については避難路の整備、河川や海岸については護岸の整備を中心に事業を実施します。また、公共施設等の耐震化や新たな減災道路の建設の推進を図るなど、災害に強い都市基盤の整備を推進します。

① 公共インフラの復旧・整備

② 災害廃棄物の適正な処理

③ 住宅の耐震化の促進

④ 秩序ある土地利用

⑤ 文教施設の復旧・整備

⑥ 地域公共交通の充実

⑦ 復興財源の確保

4. 災害に強い地域づくり

これからの復興を成し遂げるために、災害に強い地域基盤を整備します。避難施設や防災施設の充実、また備蓄や防災資器材の拡充を行います。また、今回の震災体験を教訓に、市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の結成等による地域の防災力の強化を行います。

日頃から災害に備え、情報伝達手段の確保や、避難場所を適切に確保することで、災害に強く安全で安心な地域づくりを推進します。

① 津波・液状化対策の検討と実施

② 防災体制の整備

③ 災害時の情報伝達手段の確立

④ 避難施設等の防災拠点の整備

⑤ 避難場所や避難経路の情報提供

⑥ 災害発生時の対処方法や定期的訓練

⑦ 自主防災組織の育成

⑧ 省エネルギー・太陽光発電等の推進

⑨ 地域コミュニティの強化

⑩ ボランティア・NPOの活動の充実

4. 復興計画の期間

復興にあたっては、復旧復興期、復興発展期を経た概ね7年後の姿を見据えた計画とします。

なお、施策や事業計画については、山武市総合計画の前期基本計画に準じ、平成23年から平成25年度までの3年間を目途として計画を示すこととし、復興発展期にあたる平成25年度以降の施策や事業については、総合計画後期基本計画策定と合わせ、計画するものとします。

(1) 復旧・復興期・・・平成25年度まで(震災から概ね3年間)

主に道路、河川の復旧及び災害に強い都市基盤の整備と発展に向けた準備を精力的に進める期間とします。

(2) 復興発展期・・・平成26年度から29年度まで(震災から概ね7年間)

被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、安定的に発展していく期間とします。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
復興計画	復旧・復興期			復興発展期			
	基本構想 (平成20～29年度)						
(参考)	山武市総合計画						
山武市総合計画	前期基本計画 (平成20～24年度)			後期基本計画 (平成25～29年度)			

5. 復興計画の位置づけ

- 平成29年度を目標年次とする「山武市総合計画」の目指す将来像や考え方を踏まえ、復興計画を策定します。
- 復興計画の策定にあたり、他の計画との整合・調整を図ることとします。
- 震災からの復旧・復興への取り組みが緊急課題であると位置づけ、復興計画の施策を優先した事業展開に取り組みます。
- 復興計画は、社会環境や経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直すこととします。

Ⅱ 復興方針と施策



津波でアスファルトが見えないくらい泥があふれている様子（蓮沼地区）

1. 被災者支援

復興に向けての課題

- 1) 今回の大地震による津波浸水等により、多くの住宅が被害を受けました。生活基盤である住宅については、再建だけではなく安全な居住環境づくりが重要です。
- 2) 被災者は心身に疲労やストレスを抱えていることから、健康を回復させることが重要です。
- 3) 高齢化や少子化等により変化する地域社会の姿を見据えながら、震災を契機として、よりよい保健・医療及び福祉サービスのあり方を見いだす必要があります。
- 4) 事業所等が直接被害にあったほか、震災に起因した様々な事象により雇用環境の悪化が続いています。被災者の生活再建には、雇用の確保が重要です。
- 5) 助け合い、お互い様の観点から、他の被災地の被災者受け入れと交流を準備しておく必要があります。

復興に向けての方針

- 1) 被災者生活再建支援法による支援金の支給や借入金に対する利子助成を行い、早期の住宅再建を支援します。また、高齢者や障がい者などで、住宅の自主再建が困難な方には、生活実態に即した住宅支援を行うための提案、相談業務を行います。
- 2) 被災した市民の心の健康を保持するため、心のケア対策を推進するとともに、生きがいを感じながら安心して生活できるよう支援していきます。
- 3) 子どもの心のケアに関する対策や啓発を、家族、学校、地域等と連携し推進します。また、スクールカウンセラーや教育相談員等による相談事業の拡充を進めます。

主 な 取 組 項 目

① 被災者の住宅再建支援

- 1) 市の被害調査で、全壊、大規模半壊のいずれかの被害認定を受けた世帯に対し、支援金の支給手続きを行います。
- 2) 被災者生活再建支援法の支援対象とならない被災世帯に対し、支援金を交付し、生活再建を支援します。
- 3) 住宅被災者が金融機関から住宅再建資金を借り入れた場合、その利子の一部について補助します。
- 4) 震災により被害を受けた合併処理浄化槽を更新される方に対し、一部助成を行います。
- 5) 震災により県外からのり災者等避難者向けの民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として提供します。

② 被災者の生活支援

- 1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき災害弔慰金・災害障害見舞金を支給します。また、住宅被災世帯に対し、被害状況に応じて見舞金を支給します。
- 2) 負傷または住宅・家財の被災者に、生活再建に必要な資金を貸し付けます。また、その利子の一部について補助します。
- 3) 国民健康保険の被保険者に対して、被災の程度や状況に応じ、医療機関を受診した際の一部負担金を一定期間免除します。
- 4) 後期高齢者医療保険の被保険者に対して、被災の程度や状況に応じ、医療機関を受診した際の一部負担金を一定期間免除する手続きを行います。
- 5) 要介護（要支援）認定者の介護保険サービス利用料にかかる自己負担分を災害の程度や状況に応じ、一定期間免除します。

③ 税や公共料金の軽減や支払猶予等

- 1) 被災の程度や所得に応じ、市税の納期限の延長、個人市・県民税、固定資産税、国民健康保険税の減免などを一定期間行います。
- 2) 被災の程度や状況に応じ、水道料金やし尿処理手数料などの公共料金の減免を行います。
- 3) 被災の程度や状況に応じ、後期高齢者医療保険料や国民年金保険料を一定期間減免する手続きを行います。
- 4) 被災の程度や状況に応じ、介護保険料の減免を一定期間行います。

④ 被災者の心身のケア

- 1) 被災者を対象として、家庭訪問や健康相談を実施し、心身の健康状態を把握することで、被災者の健康管理を支援します。
- 2) 保健師、精神保健福祉士、看護師、ケアマネージャー、介助員（派遣等）等を配置して、心身

の健康相談、不安感や喪失感を持つ方の心の相談、血圧測定、聞き取り調査、本来受けるべき福祉サービスの制度への移行を図る相談等の支援を行います。

- 3) 乳幼児健診等で、心のケアが必要な被災した保護者を把握し、支援します。
- 4) 一人暮らし高齢者や高齢者世帯の安否確認と相談活動により、病気などの早期発見に努めます。また、各種健康教室を開催し、生活機能の低下を防ぐなど健康の啓発を推進します。

⑤ 雇用対策の強化

- 1) 緊急雇用創出事業を活用し、失業者の臨時的な就労の場を提供します。
- 2) 農業の現場における雇用の確保・拡大に対する取り組みを行い、受け入れ農家も支援します。
- 3) ハローワーク、千葉県、横芝光町、九十九里町及び地元企業と連携し、就労支援事業を実施します。

⑥ 子どもの養育・就学に関する支援

- 1) 児童の居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合、保育所及び子ども園保育料や放課後児童クラブの利用料を一定期間減免します。
- 2) 被災した幼稚園児及び小中学生への就学支援を目的として、一定期間援助費を支給します。

2. 地域経済の復興

復興に向けての課題

- 1) 震災は市の最大の観光資源である海岸の被害や災害による観光客や宿泊客の減少など、観光産業に大きな打撃をもたらしました。観光産業の早期再建により、復興に向けて歩む市の姿を積極的に発信しながら、さまざまな交流の活性化を図ることが重要です。観光産業の復興には、夏季観光のみならず、年間を通じて観光客の集客を図る必要があります。また、津波に対する不安が海水浴客減少の一因となっており、その不安を軽減するために環境整備をする必要があります。
- 2) 地域経済を活性化させるため、企業誘致や地域資源を活用した大規模直売施設の検討など、新たなビジネスの創造に努める必要があります。
- 3) 地域で若年層が活躍できるような地域産業のあり方を考える必要があります。
- 4) 市の基幹産業である農業を中心に、風評を主とした原発事故に伴う放射能汚染被害を受けました。生産者団体と連携し、起因者に補償を働きかけるとともに、地域の力を集結させ、消費者の信頼回復と製品のブランド力向上に努める必要があります。
- 5) 地震により多くの農業生産基盤施設が被災し、水稻の作付けが危ぶまれました。特に海岸地域では、津波により多くの農地が塩害を受け、配水施設の被災により除塩作業に支障をきたしました。このため、災害に強い農業生産基盤施設の整備が求められています。
- 6) 原子力災害は、市内の農林水産業、商業及び観光業全ての産業経済に甚大な影響を及ぼしており、その賠償・補償金の早期支払いに向けた支援づくりの必要があります。

復興に向けての方針

- 1) 観光拠点施設の整備を支援し、年間を通じての観光客入込数の増加を図ります。
- 2) 津波から観光客を守るための一時避難施設を確保することにより、観光客が安心して訪れることができる環境を整備します。
- 3) 都市住民との交流型観光の創出や、隣接地域と連携して広域観光ルートの開発を進め、交流人口の拡大を図ります。
- 4) 被災事業所等の再建や経営安定化にかかる制度資金の利子補給を実施します。また、新商品の開発や販路の開拓を支援します。
- 5) ハローワークと連携し、雇用情報の提供を行います。
- 6) 企業誘致を積極的にすすめ、新たな雇用の場の創出を推進します。
- 7) 被災した農家等に対し、施設復旧や生業再建のための支援を行います。
- 8) 災害に強い農業生産基盤施設の整備を行います。
- 9) 地域の特性を生かした新たな特産品の開発を支援します。
- 10) 自然環境に恵まれた地域条件を活かし、農林業体験等を通じた都市との交流を図ります。
- 11) 震災復興観光キャンペーンの開催等 PR 活動を強化し、イメージアップ戦略を積極的かつ継続的に展開し、集客力の向上を図ります。
- 12) 風評被害を受けた事業者の損害に対して、迅速に賠償及び補償がなされるように、関係機関等と連携を図りながら電力会社及び国に要請するとともに、円滑に請求手続きが行えるよう支援します。

主 な 取 組 項 目

① 観光、交流拠点の復旧・整備

- 1) 観光、交流の拠点となる公共施設等に、非常用発電装置等を設置し、災害時に必要とされる機能確保するとともに、避難場所への食料等の供給体制の整備を行います。
- 2) 市内6カ所の海水浴場について、被害を受けた駐車場や、門扉等の海岸施設の修繕を行います。
- 3) 市内観光の拡充を図るために、観光振興の核となる観光協会の情報発信力や企画力の向上を支援します。
- 4) 震災によりダメージを受けた海岸地域について、通年型観光に対応した災害に強い拠点整備を目指します。
- 5) 九十九里海岸の放射能濃度の測定値を定期的に公表することや、流木等の回収、撤去及び処理を徹底し海岸美化に努めることで、繰り返し訪れる観光客の増加を図ります。
- 6) 交流拠点、いこいの場として利用されている公園施設を、地震に強く、誰もが安心して利用できる施設に改善を図ります。

② 観光、交流イベントの実施

- 1) 震災による津波及び原子力災害による風評被害の影響から減少した海岸観光を復興するために、各種イベントを開催することにより、安心して安全な「がんばる山武」を市内外にアピールし、観光客の増加を図ります。
- 2) 震災の影響及び原子力災害による風評被害により減少した市内宿泊客や市内滞留時間を増加させるために、市内観光業者を支援し、潜在的な観光ニーズの掘り起こしを図ります。
- 3) 風評被害の払拭や市のイメージアップを図るために、千葉県と連携し「九十九里浜」を核とした情報発信や誘客事業等を展開します。
- 4) 津波から地域を守る海岸保安林の重要性を再認識してもらうために、植樹活動等を支援します。

③ 商工業の再興支援

- 1) 復興支援にかかる山武市商工会の実施する消費拡大イベントへの助成を実施することにより、消費者の購買意識の高揚を図るとともに、中小企業の活気を取り戻します。
- 2) 施設の復旧や経営再建のために制度資金を利用した中小企業事業者に対し、利子補給による支援を行います。
- 3) 市内に新たな産業拠点を創造し、地域雇用を確保することで若年層が安心して就業できる環境整備を図ります。

④ 農林水産業の再興支援、担い手・後継者の育成

- 1) 被災した農地や農業用施設、園芸施設の復旧に関して、国・県補助等を活用し早期復旧を図ります。
- 2) 排水が集中する海岸地域の農業排水施設の機能向上を図ります。

- 3) 災害により被害を受けた認定農業者が機械、施設等を修理・復旧する場合、その費用の一部を補助します。
- 4) 施設の復旧や経営再建のために制度資金を利用した農林水産業者に対し利子補給による支援を行います。
- 5) 原子力災害に伴う出荷制限や風評被害に係る損害賠償問題に関して、農業者や生産団体の東京電力に対する損害賠償請求手続きの支援を行います。
- 6) 被災した土地改良施設（用排水路、パイプラインなど）の機能回復のため、災害復旧事業を行う団体を支援します。
- 7) 東北地方の被災農業者や新規就農者を積極的に受け入れ、就農場所のあっせんや準備に要する費用の助成を行います。

⑤ 農林水産物のブランド化

- 1) 地域資源や環境を活かした、新しいブランドの育成を行うために、6次産業化に対する取組に助成し、災害により低下した需要の回復及び市内経済の拡大を図ります。
- 2) 地域農産物を利用した製品を開発することで、農産物の付加価値を高め、地域農業の活性化を図ります。
- 3) 食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話を行うことで、食に関する消費者と生産者との信頼関係を構築し、山武市農産物のブランド化及び販売促進を図ります。
- 4) 食の安心安全を追求した農畜産物検査体制の充実を図ることにより、産地のブランド力向上を目指します。
- 5) 原子力災害による風評被害を払拭し、県内外に向けて農林水産物等の安全性をPRするために、イベントや販売促進キャンペーンを実施します。
- 6) 原子力災害に伴う出荷制限や風評被害で低下した農水産物のブランドイメージの回復を図るため、山武市魅力体験ツアーの実施、県内外でのイベントや即売会など、様々な機会を利用したPR活動に取り組みます。

3. 災害に強い都市基盤の整備

復興に向けての課題

- 1) 今回の地震により、道路や河川、上水道、電気、通信施設などのライフラインが大きな被害を受けました。これらは、復興と災害に強いまちづくりを支える重要な施設であり、早期の復旧・復興が必要です。特に、復旧にあたっては重要度や緊急度を考慮し、スピードを持って効果的に整備する必要があります。
- 2) 大量に発生したガレキなどの災害廃棄物は、迅速に処理しなければなりません。処理にあたっては、循環型社会の形成にかなうことが求められています。
- 3) 都市基盤整備のみの復興を図るだけでなく、個々の生活基盤である住宅の耐震化を促進する必要があります。
- 4) 丘陵、市街地、田園及び海浜の4つの土地利用ゾーニングのほか、市街地における土地利用規制等、適切な土地利用を図ることが重要です。
- 5) 教育施設については、一部の学校や学校給食センター施設が被害を受けました。被災した施設の復旧を急ぐとともに、防災機能の向上を十分に考慮することが重要です。
- 6) 全ての市民が市内を移動できる持続可能な公共交通が求められています。

復興に向けての方針

- 1) 国や県と連携し、ライフラインの早期完全復旧を進めます。
- 2) 国や県と連携し、既存道路の危険箇所の解消や、減災機能の高い施設の検討を進めます。
- 3) がれきについては、関係機関と調整を行いながら循環型社会の形成にかなうような処分方法を検討します。
- 4) 一般住宅に対する耐震診断や耐震改修を支援します。
- 5) 土地利用については、都市計画法、建築基準法をはじめとする法規制により安全なまちづくりを推進します。
- 6) 被災した文教施設の復旧をはじめ、海岸部の老朽化した保育所及び幼稚園を統合し、海岸から離れた場所に、耐震構造で災害時にも安全で安心な環境の整備を推進します。
- 7) 地域の実情に応じた持続可能な公共交通の確保を図ります。

主 な 取 組 項 目

① 公共インフラの復旧・整備

- 1) 津波等の災害から生活を守るために、減災道路の早期実現を関係市町との連携により推進していきます。
- 2) 津波等の災害に対して、市民が迅速に避難できるよう、避難道路を整備します。
- 3) 被害を受けた河川の護岸・橋梁の修復については、必要に応じて地盤調査等を行い、耐震策を講じることや、堤防の嵩上げ実施を要望します。
- 4) 水道施設について、耐震性を考慮した本格的な補強を行います。
- 5) 被害を受けた公園施設等について災害復旧工事を行い、避難所としての機能を強化します。
- 6) さんむ医療センターが行う災害復旧事業（液状化現象による合併浄化槽の隆起・駐輪場の陥没等復旧工事）に対し、早期復旧のため支援します。

② 災害廃棄物の適正な処理

- 1) 大量に発生した災害一般廃棄物の処理について、千葉県及び山武市建設業災害対策協力会の協力を受け、適正かつ迅速に処理します。なお、処理にあたっては、リサイクルを中心に処理します。

③ 住宅の耐震化の促進

- 1) 昭和 56 年以前の耐震基準で建築された木造住宅の耐震相談会を開催します。さらに耐震診断及び改修に対し、費用の一部を助成し、震災に強いまちづくりを推進します。

④ 秩序ある土地利用

- 1) 都市計画に基づく秩序ある土地利用の促進を図ることで、防災上の安全を確保し、安全で均衡あるまちづくりを推進します。
- 2) 建築基準法に基づく区域を追加指定することにより、これから建築する建築物については、屋根は瓦等の不燃材で葺き、外壁は不燃仕様にする等の不燃化を進め、火災による延焼の防止を図り、安全なまちづくりを推進します。

⑤ 文教施設の復旧・整備

- 1) 施設の老朽化が進行している保育所及び幼稚園について、将来発生することが見込まれる大地震や津波の被害から子どもたちの生命を守るために、こども園整備計画を前倒しして、早急に施設整備を行います。
- 2) 被害を受けた市内の幼稚園、小中学校、学校給食センターについて復旧工事を行います。
- 3) 安全で充実した学校給食の確保を図るため、老朽化した学校給食センター施設の機能充実を図ります。また、災害発生時の炊き出しに対応できる業務体制の整備を行います。
- 4) 災害時避難所として使用されることが見込まれる保育所、こども園、幼稚園及び小中学校の体

育館等について、老朽化に伴う改修及び非構造部材の耐震化を推進します。また、社会教育施設等についても、耐震診断並びに補強を行うとともに、非構造部材の耐震化を推進します。

⑥ 地域公共交通の充実

- 1) 普段の生活の中で人々が便利に利用できる移動手段を確保し、地域の風土、文化、自然を共有することで市の一体感の醸成を図り、震災発生時に市民が一体となって復旧・復興活動に取り組む地域づくりが可能となるよう、地域住民の日常生活に不可欠な移動手段を確保するとともに、地域住民の交流活動を促進する公共交通の確保を図ります。

⑦ 復興財源の確保

- 1) 将来の大規模な災害に備えた復旧・復興の財源として、計画的に基金を積み立てます。

4. 災害に強い地域づくり

復興に向けての課題

- 1) 海岸地域が津波により甚大な被害を受けた状況にあり、安心・安全な生活を確保するうえで、国・県と連携した調査を行うとともに過度の投資にならないよう地域にあった対策を講じる必要があります。
- 2) 市民生活の安全を守るための基盤である防災機能は、施設整備等によるハードの対策と避難ルートの確立や防災訓練の実施等のソフトの対策を行うことにより、大きな効果を発揮します。特に大規模災害の発生時においては、市民自らが安全を確保することが重要であり、普段から防災意識を高めておくことが必要です。
- 3) 広域の災害の場合、救援が広範囲にわたり必要になるため、被災した自治体で連絡調整をとることが必要です。市内だけでの被災の場合も、他の自治体の応援が必要となる場合もあり、逆に他の自治体への応援が必要な場合もあります。以上のことから、自治体間の緊急時の連絡体制を進めていくことが必要です。
- 4) 多くの人々の支えがあって、山武市の今日があります。特に被害の大きかった東北地方の復興に、ともに希望もてる未来に向け、市として職員派遣、ボランティア等可能な範囲で工夫をして継続支援していくことが必要となります。職員が復興支援を行うことで組織の力をつけ、それが市のまちづくりにつながります。
- 5) 高齢者・障害者等の弱者に配慮した避難計画を盛り込まなければなりません。
- 6) 災害発生時においては、迅速な対応が何より肝要であり、そのためには避難所開設（初動）時における学校・地域・市役所の役割分担・指揮系統の明確化を図らなければなりません。
- 7) 災害時は、迅速な対応が求められるため、情報通信手段の確保が重要なことから、災害に強い情報通信基盤を整備する必要があります。
- 8) ライフラインの維持に欠かせない電力等のエネルギーの確保について、化石燃料や原子力発電だけに頼らない新しい時代を見据えたエネルギー対策を講じる必要があります。
- 9) 地域コミュニティ活動の拠点となる集会施設等が震災で被害を受けており、早急な修繕・建替えが必要です。また、これらの施設は災害時に避難場所として使用されることもあり、高齢者や障がい者等に配慮した設備の整備が必要です。
- 10) 災害の多いこの国の教訓として、地域の絆と助け合いの精神が引き継がれていますが、近年は個人の価値観やライフスタイルの多様化などで地域コミュニティの希薄化が問題となっています。将来に向け災害に強く住みよいまちであり続けるために、地域コミュニティや市民活動を強化することが重要です。

復興に向けての方針

- 1) 津波で被災した海岸保安林（松林）の再生と拡充に取り組み、津波の軽減と海岸景観の向上を目指します。
- 2) 今回の甚大な震災記録を後世に残し、被災体験や教訓を活かすために、災害映像や写真データ、災害記録関係資料等を収集し保存するとともに、市民はもとより全国に発信します。
- 3) 国・県、関係団体と災害時の連絡体制や詳細な役割分担を定め、より円滑な対応ができるような体制の構築を進めます。
- 4) 関係業者や団体等との災害協定をさらに進め、災害時に必要な食料品や生活必需品の確保を図ります。
- 5) 災害時の医療活動が迅速かつ適切に行われるよう、医療体制の充実のため、医師会や関係機関との連携を図ります。
- 6) 関係機関や団体との連携を進め、高齢者や障がい者等の災害時要援護者への支援体制の強化を図ります。
- 7) 将来的に市のまちづくりに繋がり、かつ、被災地への復興支援となる事業を検討し進めていきます。
- 8) 災害時の情報伝達手段として防災行政無線の整備を推進し、非常時の通信手段の確保に努めます。
- 9) 避難施設等は、防災拠点としての機能と避難者の生活の場にふさわしい機能を持つための施設改良に取り組みます。
- 10) 自主防災組織の設立推進や組織育成支援、隣接組織との連携体制の強化を進め、自主防災組織の指導や相談に対応できる地域防災リーダーの養成を図ります。また、定期的な防災訓練の実施や防災教育を強化し、市民の防災意識の醸成や防災知識の普及を図ります。
- 11) 省エネルギー、太陽光発電等の新エネルギーの推進・普及に努めるとともに、地域に適した新たなエネルギーの利活用について利用の検討を行っていきます。
- 12) 被災した住民が設置するコミュニティ施設の復旧や耐震化を支援します。また、高齢者や障がい者等に配慮した設備の整備（バリアフリー化やトイレの洋式化、手すりの設置等）を地域と協力しながら進めます。
- 13) 自治会や地域コミュニティの再生・活性化につながるよう、地域活動に対する支援を行い、人材の育成に努めます。
- 14) 自助（自分の身は自分で守る）・共助（自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る）・公助（公共機関からの救助・支援）のそれぞれの役割を明確にし、それらが互いに連携し協働できる体制づくりを推進します。
- 15) 災害ボランティア団体やその構成員の登録制を進め、災害時に即対応できるネットワークを構築します。

主 な 取 組 項 目

① 津波・液状化対策の検討と実施

- 1) 津波被害の軽減と白砂青松と言われる海岸景観の向上のため、病虫害や津波の被害により疎林化した県有海岸保安林（松林）の早期再生と拡充を目指します。
- 2) 大地震発生時、震源地が近く津波到達時間が短い場合にも対応できるよう、地域住民や観光客等が一時的に津波から避難する場所として、高い階層の公共施設及び民間施設を「津波避難ビル」として指定します。また、指定できる建物がない地域については、国・県の支援を受けながら「津波避難施設」の整備を検討します。
- 3) 今回の震災被害の検証結果を踏まえ、具体的な避難体制、避難場所及び避難路の指定等を示した津波避難計画を策定します。
- 4) 液状化対策については、国・県と連携し、情報収集及び適切な情報提供に努めます。
- 5) 常に災害への意識を持ち続けられるように、市内の被災状況を写真や映像により収集し、市民や広く全国に情報提供できる体制を作ります。

② 防災体制の整備

- 1) 今回の震災被害の検証結果を踏まえ、国・県の防災計画の指針に基づき、既存の防災計画の見直しを行います。
- 2) 消防団に対して携帯用無線機や救命ボート等の防災資器材を配備することで、防災力の強化を行います。
- 3) 災害時における迅速な情報収集体制並びに確固とした指揮系統の確保のために、災害対策本部設置場所となる本庁舎の防災機能を強化します。
- 4) 幼稚園、小中学校及び保育所、こども園において、避難計画を作成し、津波等の脅威から生命を守るよう避難訓練を実施します。また、必要とされる防災用備品の整備を行います。
- 5) 社会教育施設において、利用者の安全確保及び避難場所として利用されることを想定した緊急時対応手順書を作成し、危機管理体制を構築します。
- 6) 災害時における援護体制を確立するため、既に締結している応援協定の見直し及び新規の応援協定締結を促進することで、救急救護や必要となる物資の確保等を速やかに行える体制づくりを推進します。
- 7) 災害時の各種災害対応を円滑に進めるために、警察や消防との連携を図ります。
- 8) 甚大な災害が生じた際に迅速に対応できるよう、他自治体との協定締結等の連携強化を図ります。
- 9) 東北地方の被災地に職員を派遣することで、甚大な被害がもたらされた自治体を支援します。また、その経験を全職員と共有し、市の復興に活かします。

③ 災害時の情報伝達手段の確立

- 1) 災害発生時において、市民に正確な情報を広く確実に伝達するために、防災行政無線の聴取体

制の調査及び施設整備を行います。

- 2) 要援護者の避難支援や安否確認を実施するため、対象となる方の台帳を整備します。また、視聴覚障がい者のための環境整備を図ります。
- 3) 災害時における情報収集及び安否確認の手段を確保するために、新たな情報伝達体制の整備を行います。また、市内の災害情報及び関連情報を迅速に取得できるようホームページのリニューアルを実施します。
- 4) 災害時の情報収集が円滑になされるために、地上デジタル放送やワンセグ、AM・FM ラジオ等の電波状況の改善について、関係機関に要望を行います。
- 5) 福島第一原子力発電所の事故による影響を把握するために、大気中の放射線量の測定を行い、公表します。

④ 避難施設等の防災拠点の整備

- 1) 避難所ごとに運営マニュアルを作成し、避難所運営体制を整備します。
- 2) 防災倉庫の設置箇所を増やし、非常用の食料や保存水、暖房用備品等の防災物資を計画的に整備します。
- 3) 炊き出し設備の充実や、断水時にも使用できるトイレの整備により、災害時における避難所の機能を強化します。
- 4) 給水袋の備蓄や、千葉県水道災害相互応援協定等に基づく応急給水訓練の実施により、市内における災害時給水体制を充実します。
- 5) 市内の公共施設において、停電時にも対応できるよう避難施設等の防災拠点の整備を行います。また、避難場所として指定されていない施設に関しても、帰宅困難者のための一次避難場所として利用できるよう整備を図ります。

⑤ 避難場所や避難経路の情報提供

- 1) 今回の震災被害の検証結果を踏まえ、今後の津波浸水域を想定した防災マップを策定し、公表します。
- 2) 海水浴場等海岸集客施設の周辺を中心に、避難場所や避難経路をわかりやすく図示した看板の設置や道路の路面表示、海拔表示看板等、市外からの観光客に対しても配慮した安全策を実施します。
- 3) 「くらしの便利帳」に、災害等における初動時の簡易マニュアルを掲載し、配布します。

⑥ 災害発生時の対処方法や定期的訓練

- 1) 津波による被災経験を風化させないため、海岸地域の住民等を対象とした津波避難訓練を定期的実施します。
- 2) 消防団、区、自治会及び自主防災組織等を中心とした市民参加による避難訓練を実施します。
- 3) 防災計画の見直しや津波避難計画の策定に伴い、幼稚園、小中学校及び保育所、こども園で作成している「災害時対応マニュアル」についても見直しを行います。また、児童生徒の安全確保のために、避難訓練等を通じて防災教育を実施します。

- 4) 広報誌において、市民が常に災害に関心を持ち続けるための紙面を作成します。また、ホームページについても、視覚障がい者のための音声コードを追加します。

⑦ 自主防災組織の育成

- 1) 地域ごとに自主的に災害対策を行う自主防災組織の結成を支援し、地域の連帯感やコミュニティ意識の醸成を図り、防災訓練が実施される体制づくりを推進します。

⑧ 省エネルギー・太陽光発電等の推進

- 1) 再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、その設置に要する費用の一部を助成します。
- 2) 避難場所やその他の公共施設に対して、太陽光発電システムの設置を推進します。
- 3) 市内に多く存在する木質資源等を利活用した新エネルギーの利用促進を図ります。

⑨ 地域コミュニティの強化

- 1) 被害を受けた地区集会施設の復旧に対し、改築及び修繕に係る経費の一部を助成します。
- 2) 防災計画を含めた自らのまちづくりを計画・実行するため、小中学校区単位での地域まちづくり協議会の設置を推進します。
- 3) 小中学校区単位の地区において、市民全員が参加できるスポーツ・レクリエーション行事等を開催することで、地域コミュニティの強化を図ります。

⑩ ボランティア・NPOの活動の充実

- 1) 市民が自主的かつ継続的に地域課題の解決に取り組むための事業活動を支援し、市民間の交流が円滑に行われるよう活動拠点の整備を行います。
- 2) 災害時に対応できるボランティア組織の整備を行い、ボランティア団体の連携強化、災害時における迅速なボランティアセンターの立ち上げと、情報収集や周知、活動場所や活動内容の整理等が行える体制を整備します。
- 3) 東日本大震災のような甚大な災害が他地域で発生した場合、市内でボランティアを募り派遣できる体制を整備します。
- 4) 日本赤十字社千葉県支部山武市地区、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時の役割分担等を協議し、災害発生時に迅速に対応できる体制を整備します。

～ 人と人がつながり、安心で安全な災害に強い地域を目指して ～

山武市復旧・復興計画

平成 24 年 2 月

発行／山武市

編集／総務部企画政策課

〒289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地

電話：0475-80-1132